平成２３年（フ）第８７号
沖縄県うるま市字西原463番地２　コーポナカモト202
債務者　大見謝春香
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９０号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目26番Ａ―404号安慶田市営住宅
債務者　久保　久信
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９５号
沖縄県中頭郡北谷町北谷２丁目10番地20シャルムＴ・Ｙ201
債務者　水井亜佐美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２８号
青森市小柳１丁目12番６号
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
東京都武蔵野市関前２丁目30番13号寿荘202
債務者　福沢　　都
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１８号
東京都羽村市神明台３丁目１番地22タイヨーハイツ101
債務者　石田　暢実
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８３号
東京都昭島市上川原町２丁目22番１―105号
債務者　菅野　和代
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０２号
東京都東大和市清原３丁目１番地23―102号
債務者　澤田　美穂
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２０号
東京都多摩市和田３丁目１番地８―106
債務者　阿部　笑子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1105―301
債務者　関根　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３５号
東京都西東京市芝久保町１丁目23番２―108号
債務者　後藤　泰祥
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２３号
静岡県浜松市東区有玉南町1711番地の１パストラル201
債務者　阿蘇田トシフミこと　アソダ　トシフミ
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
静岡県浜松市東区有玉南町1711番地の１パストラル201
債務者　阿蘇田ユミコことアソダ　ルシアこと　アソダ　ルシア　ユミコ　オガタ
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
静岡県湖西市白須賀4041番地の１
債務者　根岸　素子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
静岡県浜松市中区神田町1430番地県営神田団地４号棟104
債務者　松井　**隆**秀
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
静岡県浜松市北区新都田３丁目９番30号
債務者　村松　千賀
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係